



環境最先端都市 福島市
市制施行100周年記念事業
2017ふくしま環境フェスタ



地球温暖化防止や再生可能エネルギーについて、分かりやすく学び体験できるイベントです。入場無料ですので、ぜひご来場ください。

問/環境課 ☎525-3742

2017ふくしま環境フェスタ

■とき/10月14日(土)
午前10時～午後4時

■問/環境課 ☎525-3742

- ① 瀨上小学校の環境学習実践発表
午前10時15分～10時45分
- ② 環境漫才「笑いで学ぼう、ごみ減量化の実現！」
① 午前11時15分～11時45分
② 午後0時30分～1時
出演/林家ライス・カレリー



▲環境問題を真面目に考える「環境漫才」を行う夫婦漫才師。他にも社会福祉や防災、交通安全などに関する講演・講義を全国各地で開催



▲環境問題への高い専門性、知識が認められ、環境省認定の環境カウンセラーとして国内唯一の「環境パフォーマー」の認定を受けたらんま先生

③ eco実験 パフォーマンショー
午後1時30分～2時30分
講師/らんま先生

環境フェスタで 小型家電のイベント回収を行います

■回収対象/パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ビデオデッキ、ゲーム機、ラジカセなど11品目とその付属品
 ※イベント回収では、公共施設などに設置している回収ボックスの投入口に入らない大きさのデスクトップパソコンやラジカセなども回収します。
 ※詳しくは、市ホームページや各支所・学習センターなどに備え付けのチラシなどで対象品目をご確認の上、イベント会場にお持ちください。

- ④ 紙すき、自転車発電、気象実験などの体験教室
 - ⑤ 再生家具類の展示・販売 (開始:午前10時15分)
 - ⑥ 再生自転車の抽選販売 (受け付け:午前10時15分～正午、抽選会:午後0時15分)
 - ⑦ 環境に関するパネル展示、クイズラリー(景品有り)など
- ※こむこむには駐車場がありません。近隣の駐車場または公共交通機関をご利用ください。

都市計画道路 腰浜町町庭坂線

(新町・宮町・仲間町区間)が完成しました

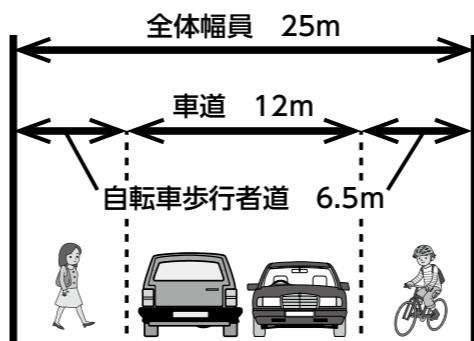
都市計画道路(以下(都)腰浜町町庭坂線は、本市中心市街地の東西をつなぐ重要な路線です。平成18年度から整備を進めていた下図①市道杉妻町・御山線(県庁通り)から②(都)仲間町春日町線までの区間366mが完成しました。これまでの皆さんのご協力に感謝いたします。

この区間が完成したことで交通が流動化し、渋滞緩和が図れるとともに、沿線の土地利用や商業活動を促し、市中心部の活性化につながります。

また、歩道と並列する自転車通行帯の整備により、快適で安全な歩行空間と自転車の走行環境を確保しました。

問/市街地整備課 ☎525-3763

完成区間の幅員



防災と災害情報メールマガジンをご利用ください

災害情報などをお知らせするメール配信サービスを行っています。メールアドレスを登録すると、情報を受け取ることができます。 ●問/危機管理室 ☎525-3793



子育て世帯を応援する 手当の支給手続きを開始します

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、本市独自の子育て支援施策「平成29年度子育て世帯応援に係る手当」を支給します。対象と思われる世帯には、11月上旬に申請書を送付しますので、忘れずに申請してください。

問/こども政策課 ☎525-3767

福島市子育て応援手当 検索

「市いじめ防止基本方針」を策定

市と市教育委員会は「市いじめ防止等に関する条例」に基づいて、全市を挙げていじめの防止・早期発見と対処のための方策を総合的・効果的に推進するために「市いじめ防止基本方針」を策定しました。

子どもたちが、本市の発展を担う人材として健やかに成長できるように、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問/学校教育課 ☎525-3782

福島市いじめ防止基本方針 検索

基本方針の主な内容

第1「いじめの防止等のための方策の基本的な方向に関する事項」から一部抜粋

【いじめの禁止】

条例第4条※1に示すとおり、児童等はいじめを行ってはならない。児童等に対し、関係者は、一人一人のかけがえのない生命や個性を尊重し、いじめに向かうことのないよう徹底して指導する。

※1 条例第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

【いじめの理解】

- (1)いじめは人間として決して許されないことである。
- (2)いじめは、どこでもどの子にも起こりうるものである。
- (3)いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。
- (4)集団としていじめを容認しない雰囲気を作ることが必要である。
- (5)学校・保護者・地域・関係機関等が連携し、全市民の協力のもといじめを早期に発見し、迅速に対応することが重要である。

【いじめへの対処】

- ①児童生徒からのいじめの相談を受けたものは、直ちに、当該児童生徒の学校への通報その他適切な対応を行う。

※「市いじめ防止基本方針」の全文は、市ホームページをご覧ください。

■対象者/次の①～④の要件を全て満たす方

- ①平成29年10月1日(基準日)現在、本市に継続して1年以上住民登録がある方
 - ②基準日現在、本市に住民登録がある中学生までの子どもを監護し、生計が同一の父か母。もしくは父母に監護されない子どもを監護し、生計を維持する方
 - ③②のうち、前年の所得が高い方
 - ④③の方で前年の所得が、児童手当の所得制限の額未満の方
- ※児童福祉法などに基づく施設に入所している子ども(2カ月以内の短期入所契約は除く)と里子は対象外です。



■申請方法/対象と思われる世帯には、11月上旬に申請書と返信用封筒を郵送します。必要事項を明記の上、郵送で申請してください。

■手当額/基準日現在、本市に住民登録がある中学生までの子ども1人当たり1万円(年額)

■支給時期/平成29年12月31日(日)まで(当日消印有効)に申請し、支給要件に該当した方には、平成30年3月下旬に支給します(予定)。



臨時災害ラジオ放送

万一災害が発生した場合、市では、FMポコ(76.2MHz)を「臨時災害ラジオ放送局」として、避難所やライフラインなどに関する緊急情報をお知らせします。 ●問/危機管理室 ☎525-3793



スマートフォン

携帯用